仕　様　書

1　件　　名　防災用デジタルＭＣＡ無線機器等借上げ

2　概　　要

草加市が、本契約の相手方から防災用デジタルＭＣＡ無線機器（８００ＭＨｚ）を賃貸借するものである。

機器の借上げに当たり、必要な要件等は次のとおりとする。

3　要　　件

⑴　設置場所

別紙指定の場所（草加市役所　他３２箇所）

設置箇所は職員室内とし、良好な通信ができるよう設置を行うこと。

⑵　借上期間

平成２７年６月１日から平成３２年５月３１日まで

⑶　設置期限

借上開始日までに設置（搬入・据付・調整）を完了すること。

⑷　機 器 等

次に掲げる参考例示品と同等、またはそれ以上のものとする。

品　　名	参考例示品	数　　量
車載型無線機	ＥＦ－６１９５Ａ／ＦＭ－８５７Ｆ０２	３５台
テンキースピーカマイク	ＦＺ－３４５０Ａ	３５台
３Ｗａｙ電源装置	ＴＤＦ－１０１Ⅲ	３５台
外部アンテナ	ＳＬ－９３７Ｐ+ＭＧ－ＢＡ３－ＭＪ－２	３４台
外部アンテナ５素子八木アンテナ	５ＢＤ－９３０Ａ	１台
その他接続に必要なケーブル・機器設定・調整等		一式

⑸　契約方式

賃貸借契約とする。

⑹　支払の方法

業務完了払（月払）

⑺　機器等の保守

機器等の納入後、定期的に点検、整備等を行い、常に良好な状態を保つこと。

機器等が故障した場合、速やかに無償交換すること。

バッテリーを２年に１度交換すること。

4　目　　的

災害時に市民の生命及び財産等の安全を確保するために、迅速かつ的確に情報の収集や伝達を行うことや、平常時における一般行政連絡を円滑に行うことを目的とします。

5　法令の遵守

本契約の履行に当たっては、次に掲げる関係法令を遵守すること。

⑴　電波法及び関係規則、告示
⑵　総務省総合通信局の防災行政用無線局の免許方針
⑶　有線電気通信法、同法施行令及び同法施行規則
⑷　電気設備技術基準
⑸　日本工業規格（ＪＩＳ）
⑹　日本電気工業会基準（ＪEM）
⑺　電気通信事業法、関係規則及び告示
⑻　その他の関係法令及び告示等

6　契約の範囲

本件に係る契約の範囲は、搬入、据付、現地調整試験、検査、導入後の職員等への教育（操作説明等）までの一切の業務及び諸官庁等に対する手続及び各種申請とする。

7　保　　守

契約期間中に機器に障害が発生した場合、受注者は速やかに無償交換を行うものとする。

8　提出書類

受注者は、本件の契約締結後、次の書類を市に提出し、据付に着手するものとする。

・　据付工程表　　１部

受注者は、本件据付完了後速やかに次の書類を市に提出するものとする。

・　完了届　　１部
・　完成写真　　１部
・　取扱説明書　　１部
・　その他市が指定するもの　　指定部数

9　据付及び調整

⑴　据　　付　　市役所本庁舎には、親局を設置するとともに、指定避難所である市内小中学校３２校に子局を設置すること。なお、良好な電波受信感度確保のため、外部アンテナを配線据付するものとする。

アンテナは屋内窓際に設置するものとするが、八幡小学校のみ屋上に八木アンテナを設置すること。詳細箇所は別途協議により決定する。

⑵　作業時間　　機器の据付、調整及び接続試験等の作業時間は、原則として担当者の指示する時間内に行うこと。指示時間外に作業の必要がある場合は、あらかじめ担当者の承認を得ること。

⑶　監　　督　　　受注者は担当者の監督の下で作業を行うこと。

⑷　作 業 員　　　据付、調整、試験等の作業時において、法令等に別段の定めがある場合は、当該資格を有する者が作業を行うこと。

⑸　作業報告　　　受注者は、据付作業等を行うときは、担当者に事前に報告し、着手指示を受けてから行うこと。

⑹　その他留意事項

①　本件の据付調整等の作業に当たっては、担当者と十分な打合せを行った後に実施すること。

②　受注者は、本件の据付に当たり「労働安全衛生法」その他関係法規に従い、常に安全管理に必要な処置を講じ労働災害の防止に努めること。

⑺　各設置場所の教職員及び市職員に対し、操作方法の説明を実施すること。

１０　その他

⑴　借上期間終了後、再延長借上を行う際には月毎の契約が可能なこと。また保守に関しても同様に可能なこと。

⑵　仕様書に記載のない事項が発生した場合、または、疑義が生じた場合は担当者と協議すること。

⑶　草加市個人情報保護条例（平成１２年条例第３１号）を遵守すること。また業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑷　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑸　草加市政における公正な職務遂行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請け業者が、不当要求行為を受けた場合は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

システムの概要

１　システム概要

本システムは、一般財団法人移動無線センターが提供するＭＣＡ無線サービスを活用した防災用デジタルＭＣＡ移動通信システムである。

市内に配置する防災用デジタルＭＣＡ無線機において、音声通話及び各種データ通信を実現することにより、災害時のみならず、平常時における行政連絡通信網として活用できるものとし、各無線局と相互に通話が行えるものとする。

２　システム構成

⑴　施設のシステム構成

本システムは、デジタル波（ＭＣＡ無線）を用い、一般財団法人移動無線センターの制御局を介し広範囲にわたる通信を可能とする。

⑵　システムの特徴

①　通常使用している制御局が使用不可能になった場合、近接の他制御局への自動切換えが可能であること。

②　登録の制御局エリア内であれば、近い制御局を無線機が自動選択し明瞭な通信を行えること。

③　通話中の機器に対して、モニター及び緊急時における割込み通話が可能であること。

④　デジタル通信の為、秘匿性が高いこと。

３　設備の機能

⑴　草加市本庁舎局設備（親局）

親局は３台設置し、ＳＬ－９３７Ｐ等の高利得アンテナを使用すること。

⑵　指定避難所局設備（子局）

指定避難所３２箇所に設置し、ＳＬ－９３７Ｐ等の高利得アンテナを使用すること。八幡小学校のみ屋上に八木アンテナを設置する。

４　その他

⑴　親局は中学校グループ、小学校１グループと小学校２グループの３指令局を設置する。

⑵　無線局の連絡先を全ての無線局に登録すること。

機器仕様

〔共通指定事項〕

1　一般条件

本件に使用する機器が満たすべき電気的条件は、次のとおりとする。

①　電源回路には、過電圧、過電流等に対する保護回路を有すること。

②　電圧が±１０%の範囲で変動しても、各機器は安定した動作をすること。

③　商用電源の周波数が±５%の範囲で変化しても、各機器は安定した動作をすること。

2　温度／湿度

本件に使用する機器は、次の条件下において安定した動作と性能を確保すること。

①　周囲温度：０℃～＋４０℃

②　相対湿度（＋３５℃にて）：９０%ＲＨ　但し、結露なきこと。

3　表　示

原則として次の表示をするものとする。

①　各装置には品名、型式、製造番号、製造社名、製造年月を銘板にて表示すること。

②　特に取扱上、注意を要する箇所は、その旨を特記すること。

4　塗　装

屋外設備機器（空中線等）は、風雨、砂塵等に対して十分な耐性を持つ機能を有すること。

5　構造的条件

本施設の機器は、軽量堅固で、放熱性、耐水性、耐食性、耐塵性に優れ、長時間の使用に耐え得る構造のものであり、保守点検が容易に行える構造で、かつ人体に危険を及ぼさないようなものであること。

6　部品及び材料

この設備の機器に使用する電気部品及び材料は、ＪＩＳ規格又はこれと同等以上の規格のものとする（ＥＩＡＪ規格を含む。）。

別紙

学校名	住所	電話番号
草加小	草加市住吉１丁目１１番６４号	９２７－３５６８・３５６９
高砂小	草加市中央１丁目２番５号	９２４－３４２５・３４２６
新田小	草加市旭町６丁目１２番１１号	９４１－３０８７・３１７２
谷塚小	草加市谷塚仲町４４０番地	９２５－２４２２・７１０５
栄小	草加市松原１丁目３番２号	９４１－２１６４・２１２４
川柳小	草加市青柳７丁目２７番１０号	９３１－５０２５・５０２４
瀬崎小	草加市瀬崎２丁目３２番１号	９２４－９６５６・９６５７
西町小	草加市西町２７０番地	９２４－７２４５・７２４６
新里小	草加市新里町７５９番地	９２４－７２４８・７２４９
花栗南小	草加市花栗４丁目３番１号	９４１－２８５４・２８３５
八幡小	草加市八幡町６５番地	９３６－６２９３・６２９４
新栄小	草加市新栄四丁目９５９番地	９４１－２１８９・２１８８
清門小	草加市清門三丁目３７番地１	９４１－６７５５・６７５６
稲荷小	草加市稲荷５丁目１１番１号	９３６－５８５５・５８５６
氷川小	草加市氷川町４４８番地	９２８－６７７１・６７７２
八幡北小	草加市八幡町１１４８番地	９３６－０７７３・０７７４
長栄小	草加市長栄一丁目７６２番地	９４２－９８７４・９８７５
青柳小	草加市青柳３丁目１７番１号	９３１－０８９９・０８９４
小山小	草加市小山２丁目８番１号	９４１－１７０１・１７０２
両新田小	草加市両新田西町５５番地	９２７－８４１１・８４１２
松原小	草加市松原４丁目２番１号	９４１－３２１４・３９９６
草加中	草加市氷川町２１７９番地４	９２５－５２０１・５２０２
栄中	草加市松原３丁目３番１号	９４１－２５８７・２５８９
谷塚中	草加市谷塚上町６２番地	９２５－２４２１・３４５６
川柳中	草加市青柳７丁目３５番１号	９３１－５８２７・５８２８
新栄中	草加市新栄一丁目３３番地	９４１－５０３４・５０３５
瀬崎中	草加市瀬崎５丁目３番１号	９２７－６２９７・６２９８
花栗中	草加市花栗４丁目１５番１２号	９４１－５８３３・５８３５
両新田中	草加市両新田西町３６８番地１	９２４－５０５１・５０５２
新田中	草加市長栄一丁目７６７番地	９４２－９８７２・９８７３
青柳中	草加市青柳８丁目５８番１０号	９３６－４００１・４００２
松江中	草加市松江３丁目１４番３３号	９３６－９９０３・９９０４